

# 子供たちを守るために

## 北海道青少年健全育成条例を一部改正しました

青少年インターネット環境整備法（以下「改正法」という。）が平成29年6月に改正（平成30年2月施行）され、携帯電話会社と契約代理店に対し、新規の携帯電話回線の契約時や機種変更時等に新たな義務が課されたことを踏まえ、フィルタリングの利用促進のための措置を講ずるため、平成30年3月に次のとおり条例の一部を改正しました。

### 店側の義務

#### ① 青少年確認

契約締結者、携帯電話端末の使用者（締結者が成人の場合）が18歳未満か確認（改正法）

#### ② フィルタリングの説明

- 青少年有害情報を閲覧するおそれ・フィルタリングの必要性・内容等（改正法・改正条例）
- 上記説明事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を交付（条例）

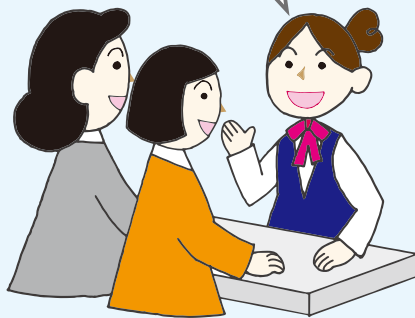
#### ③ フィルタリングやOSの設定

新規契約時など契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるように設定（改正法）

#### ④ 書面の保存

保護者から提出を受けたフィルタリングの設定を希望しない旨の書面を保存（改正条例）

フィルタリングについて  
ご説明します



フィルタリングを  
設定します



### 保護者の役割・義務

① 使用者が18歳未満である旨を申し出る。（改正法）

② フィルタリングの説明を受ける。  
※説明を受けた際、説明書面も受け取りましょう。

③ フィルタリングを使えるように設定してもらう。

#### →設定の効果

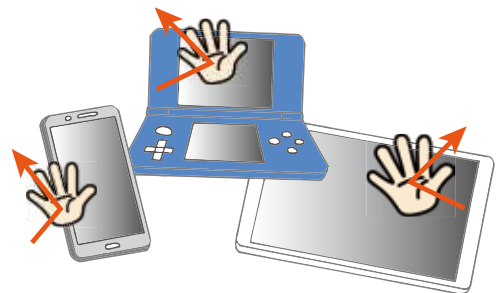
公衆無線LAN(Wi-Fi等)から有害サイト等への接続や、子供に適さないアプリの利用等を制限することができます。

④ フィルタリングの設定を希望しない場合は、その理由等を記載した書面（電磁的記録を含む）を提出する。（改正条例）

### その他改正ポイント

#### ☆フィルタリング義務の対象機器の拡大（改正法）

スマートフォン等の携帯電話端末だけでなく、携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器（タブレット、ゲーム機等※）も含まれます。※Wi-Fi専用のタブレット、ゲーム機等は含まれません。



#### ☆書面保存義務に違反した場合の勧告・公表（改正条例）

保護者から提出を受けたフィルタリングの設定（フィルタリング有効化措置）を希望しない旨の書面の保存義務に違反した場合、知事は、当該携帯電話会社等に対し、義務を勧告することができます。また、勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができます。

## SNSの利用に起因するトラブルを防止するためには？

- 保護者はネットの危険性等を具体的に教え、適切な利用に関する子供の意識を高めるとともに、その利用状況をしっかり把握・管理しましょう。
- 下記のとおり子供に「後悔させないため」、知らない人とやりとりのできるSNSは、保護者の認めたもの以外、安易に利用させないようにしましょう。



### ●自撮り被害の実例（中学生被害）

① SNSを通じて犯人と知り合い、脅されて裸の画像をLINEで送られる。

② 送信した画像を「ばらまくぞ」と脅されて呼び出され、性的被害を受ける。

- 必要と認めたSNS以外は安易に利用させない（フィルタリング）
- 安易に知らない人とやりとりをさせない

## フィルタリングを申し込むとSNSは全て制限がかかるの？

かかりません。

青少年の利用に配慮した運用管理体制を構築・維持していると認定（※）されたLINEなどのSNSは、フィルタリングの有無にかかわらず、原則、利用することができます。これらのSNSを利用させたくない場合は、インストールしないようにすることなどが必要です。

※EMA((一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構)が認定



## 後悔 (KOKAI) させないために！

ネット利用で子供に後悔させないために、次のことを伝えてください。

**K** 書き込まない! (安易に出会いを求める書き込みをしない)

**O** 送らない! (友人等であっても裸の画像を送らない)

**K** 掲載しない! (安易に個人情報や顔写真等を掲載しない)

**A** 会わない! (安易にネットで知り合った人とは会わない)

**I** 依存しない! (ネットは便利だけど依存しない)



## いじめをしない、させない、見逃さない！

- コミュニケーションアプリ等のグループトークで仲間外れにしたり、悪口等を言う、いわゆる“ネットいじめ”が問題になっています。
- いじめは、全ての子供の心身の健康や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、絶対に許されることではありません。
- 「いじめをしない、させない、見逃さない」を合い言葉に根絶を目指しましょう。



	相談窓口	電話番号	受付時間
いじめや教育等 子供に関する事	子どもの人権110番(全国共通)(法務省人権擁護局)	0120-007-110(フリーダイヤル)	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	24時間子供SOSダイヤル(全国統一ダイヤル)	0120-0-78310(フリーダイヤル)	毎日24時間
	北海道教育委員会子ども相談支援センター	0120-3882-56(フリーダイヤル)	